

苦情解決について

広幡こども園では苦情処理規定により、保護者の皆様からの苦情に適切に対処する体制を整えています。

苦情解決責任者	村田和夫（園長）
苦情受付責任者	安間友木子（主幹）
第三者委員	浅羽幸雄 朝羽和子 内記秀夫

苦情解決結果報告

期間：令和6年10月～令和7年3月

意見・要望等の内容	3/24ご意見箱に投函されていた文面
<p>現在新2号を利用させていただいています。朝200円夕方500円の預かりで日に700円を月20日程利用し上限の11,300円を毎月支払っています。市からも上限11,300円補助が出ますが、利用日数×450円という基準もあるため、20日利用した場合450円×20＝9,000円の返金となり差額の2,300円は自費です。せっかく市から返金があるので上限の11,300円が返金されるよう金額を見直していただけたらうれしいです。様々な利用状況の方がおり難しいかも知れませんが、ご検討をお願いします。</p>	
相談解決の結果	
<p>園長より下記の内容で回答を昇降口の回覧板に一定期間掲示させて頂きました。</p> <p>記 ご意見箱に投函された案件(3/24)への回答 『新2号認定児 預かり保育利用料見直し』に関して・</p> <p>掲題の件、園の回答をさせていただきます。下記ご確認ください。</p> <p>記 早朝預かり及び午後の預かり保育を月に20日間ご利用いただいているとのこと。 利用料金：14,000円 朝200円及び午後保育500円ご利用で1日700円 一か月20日利用 × 700円 = 14,000円 〈内 訳〉 市からの 還付金：1日450円 × 20日間 = 9,000円 *支払上限金額：¥11,300円のため 〈園負担額〉 ¥14,000 14,000円 - 11,300円 = 2,700円 〈保護者負担額〉 11,300円 - 9,000円 = 2,300円</p> <p>いただいたご意見では、市から11,300円の補助金が園にでているので料金の見直しを検討いただけたらとのことですが、保護者への負担が11,300円を超えてはいけないうえに設けられている金額が11,300円であります。人件費や光熱費など預かり保育を運営するための補助金の申請は実施していますが、いただいた補助金は人件費等々の他、園負担額の支払いに充当しています。</p> <p>また、1日の利用料金を問わず還付金は1日450円と決まっています。保護者負担額2,300円ですが、早朝及び午後の預かり保育をご利用されるケースでは1日の負担額は115円です。この中にはおやつ代も含まれています。この115円をなくすために、私のできることとして市町の担当者に保護者のご意見として伝えていきます。</p> <p>また、国の施策として来年度以降に還付金額が上がることを願うばかりです。ご意見ありがとうございました。ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>2025.3.25 園長</p>	